

○総務省告示第百八十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十三第六項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第九項の規定に基づき、公示する。

令和四年六月二日

総務大臣 金子 恭之

認定をした日	令和四年五月十八日
認定の有効期間	令和四年五月十八日から令和九年五月十七日まで
指定した周波数	二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に係るものを除く。）
認定を受けた者の名称	KDDI株式会社
特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲	全国

<p>令和四年五月十八日</p>	<p>令和四年五月十八日から令和四年五月十七日まで</p>	<p>二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に係るものに限る。）</p>	<p>沖縄セルラー電話株式会社</p>	<p>全国</p>
------------------	-------------------------------	---	---------------------	-----------